

新登録遺跡記入カード		1 新発見	2 周知遺跡変更
ふりがな 遺跡名	はたけだ いせき 畠田遺跡	周知遺跡の場合 遺跡番号	M9017
所在地	都城市 大字 金田町 973 ほか		
立地	沖積地 台地 河岸段丘 河川敷 丘陵 その他( )		
種別	散布地 集落跡 貝塚 都城跡 官衙跡 城館跡 古墳 横穴墓 生産遺跡 その他の遺跡( )		
時代	旧石器 縄文 弥生 古墳 奈良 平安 中世 近世 その他( )		
現況	宅地 水田 畑地 山林 道路 荒蕪地 原野 社寺 その他( )		
遺構	水田跡(中世)		
遺物	土器・陶磁器(古代・中世)		
特記事項			
変更等の具体的理由	試掘調査において、古代・中世の遺物、中世の水田跡が確認されたため、新規遺跡として登録する。遺跡の範囲は、試掘調査を実施した部分のうち、遺構・遺物が確認された区域をもって遺跡の範囲とした。		

遺跡の範囲を示す地図(国土地理院25,000分の1地形図) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。

遺跡の範囲を示す地図 (1/2500) コピーを貼り付けてください



※範囲が変更になった遺跡は旧範囲と新範囲がわかるように記入してください。